

第96号議案

長崎市チトセピアホール条例の一部を改正する条例

第97号議案

長崎ブリックホール条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例施行規則で制定するもの	1 ～ 29

1 条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 長崎市チトセピアホール

ア 附属設備使用料

(ア) 見直しの考え方

- ・ 競合施設との競争性の担保の観点から、県内及び近隣類似都市の3施設（シーハットおおむらさくらホール、アルカスSASEBO中ホール、サザンクス筑後小ホール）及び近年開館した3施設（西神中央ホール、南国市交流センターMIARE、糸満市観光文化交流施設）における同種の附属設備の利用料金を調査し、その平均価格を採用する。
- ・ いずれの施設においても同種の附属設備が確認できない場合は、現行価格据え置きとする。
- ・ 平均価格が現行価格を下回る場合においても、歳入確保の観点から現行価格据え置きとする。
- ・ いずれの場合も10円未満の端数については切り捨てる。

区 分	現 行	改正案
ボーダーライト	1,079円	1,070円
フットライト	534円	530円
アップーホリゾントライト	1,288円	1,840円
ロアーホリゾントライト	639円	1,460円
シーリングスポットライト（8台以上）	3,237円	3,230円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
リフレクターランプ	209円	200円
スポットライト（1キロワット）	429円	420円
スポットライト（0.65キロワット）	345円	350円
スポットライト（0.5キロワット）	314円	310円
ピンスポットライト	3,237円	3,230円
サスペンションライト	429円	1,860円
ストリップライト	261円	310円
ミラーボール	1,079円	1,070円
エフェクトマシン	1,079円	1,070円
リップルマシン	377円	370円
芯なしマシン	1,079円	1,070円
虹マシン	1,079円	1,070円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
波マシン	1,079円	1,070円
調光操作装置	6,474円	6,470円
コンセント	209円	200円
アンプ	3,876円	3,870円
カセットテープレコーダー	1,288円	1,280円
コンパクトディスクプレーヤー（CD）	1,288円	1,280円
ミニディスクプレーヤー（MD）	1,288円	1,280円
マイクロホン	387円	500円
可搬型ミキサー	1,288円	1,280円
音響板	6,474円	6,470円
グランドピアノ	8,632円	8,630円
所作台	6,474円	8,490円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
平台	314円	310円
箱馬	10円	40円
演台・司会者台	314円	800円
金屏風	2,587円	2,580円
指揮者台（譜面台を含む）	251円	310円
地がすり・紗幕	639円	2,040円
毛せん	146円	210円
上敷・座布団	73円	180円
ドライアイスマシン	1,079円	1,550円
椅子	10円	30円
長机	125円	130円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
【新規設定】		
シーリングスポットライト（7台以下）	-	420円
【削除】		
松羽目・竹羽目	1,288円	-
雛壇	3,771円	-
背景幕・振り竹	534円	-
映写機（16mm）	2,692円	-
シャワー室	534円／回	-
冷暖房設備	3,666円／時間	-

1 条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(2) 長崎ブリックホール

ア 附属設備使用料

(ア) 見直しの考え方

- ・ 競合施設との競争性の担保の観点から、県内及び近隣類似都市の4施設（アルカスSASEBO、熊本城ホール、iichiko総合文化センター、鹿児島市民文化ホール）及び近年開館した4施設（福岡市民ホール、水戸市民会館、やまぎん県民ホール、あきた芸術劇場）における同種の附属設備の使用料を調査し、その平均価格を採用する。
- ・ いずれの施設においても同種の附属設備が確認できない場合は、現行価格据え置きとする。
- ・ 平均価格が現行価格を下回る場合においても、歳入確保の観点から現行価格据え置きとする。
- ・ いずれの場合も10円未満の端数については切り捨てる。

区 分	現 行	改正案
<大ホール>		
舞台器具		
所作台（花道用除く）	10,476円	10,470円
花道用所作台	4,085円	4,080円
開帳場	1,780円	1,780円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
仮設鳥屋囲い（揚げ幕付）	1,047円	1,380円
平台	314円	310円
開き足（高足）	104円	100円
箱足・木台	52円	50円
金屏風（保管箱付）	2,619円	2,610円
銀屏風（保管箱付）	2,619円	2,610円
鳥ノ子屏風（保管箱付）	2,619円	2,610円
演台（花台2台セット）	838円	890円
司会者台	261円	330円
指揮者台	261円	350円
指揮者用譜面台	157円	300円
演奏者用譜面台	104円	100円
演奏者用椅子	104円	100円
譜面灯	104円	100円
国旗（カバー付）	314円	310円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
市旗（カバー付）	314円	310円
地がすり（黒・グレー）	1,780円	1,780円
紗幕（黒・白ノパイプ付）	1,676円	1,670円
緋毛せん（小）	209円	210円
緋毛せん（大）	419円	410円
長座布団	104円	130円
高座用座布団	209円	200円
上敷（長尺物）	209円	200円
上敷	104円	140円
バレエ用シート（リノリウム）	3,980円	3,980円
めくり台（T字型）	104円	100円
スモークマシン（ボンベ・オイル付）	1,571円	2,140円
ドライアイスマシン（手動型・ドライアイス別）	1,571円	1,570円
送風機	523円	520円
雪籠	314円	310円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
仮設能舞台（所作台を含む）	16,761円	16,760円
張出舞台	3,142円	3,140円
け込み	104円	100円
大黒幕	1,047円	1,320円
浅黄幕（振り落とし装置別）	1,047円	1,050円
振り落とし装置	104円	1,050円
ホリゾント幕	1,047円	1,070円
ジョーゼット幕（2種類）	4,400円	4,400円
音響反射板	8,380円	8,380円
エプロンステージ	4,400円	4,400円
オーケストラピット	6,809円	7,330円
プロンプターボックス	1,047円	1,040円
定式幕（レール付）	1,361円	1,360円
暗転幕（固定・電動式）	1,152円	1,150円
オペラカーテン	2,723円	2,720円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
会議幕（黒・グレー）	1,152円	1,150円
映写幕	1,361円	2,530円
吊り物バトン	314円	550円
遠見幕（背景幕／4種類）	1,152円	1,150円
移動式姿見	209円	220円
松羽目	1,990円	2,090円
竹羽目	1,990円	2,090円
空骨	1,990円	1,990円
小迫り	1,571円	1,830円
大迫り	2,095円	2,090円
ピアノ		
グランドピアノ（外国製）	13,200円	13,200円
グランドピアノ（日本製）	5,447円	6,640円
照明器具		
ボーダーライト	1,152円	1,160円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
アッパーホリゾントライト	2,723円	3,140円
ストリップライト（LHQを含む）	314円	310円
花道フットライト	419円	410円
ロアーホリゾントライト	1,676円	2,090円
第1シーリングスポットライト	6,809円	6,800円
第2シーリングスポットライト	6,809円	6,800円
フロントサイドスポットライト	523円	840円
エリススポットライト（ITO型含む）	733円	800円
パーライト	523円	520円
スポットライト（1.5kw）	523円	520円
スポットライト（1.0kw）	419円	410円
スポットライト（0.5kw）	314円	310円
クセノンピンスポットライト（3.0kw）	3,666円	3,660円
ライトタワー	2,619円	3,140円
ミラーボール	1,152円	1,150円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
エフェクトマシン ※セット料金に変更	1,152円	2,780円
ドラムマシン	1,152円	1,150円
波マシン	1,152円	1,150円
ストロボ	1,152円	1,150円
星球	1,676円	1,670円
ハイスタンド	209円	200円
スタンド	104円	120円
ベース	104円	100円
バンドア	104円	100円
タネイタ	209円	200円
調光操作装置	6,600円	6,600円
コンセント		
コンセント（持込舞台用電気器具）	314円	310円
音響・映像器具		
音響拡声装置	4,190円	6,950円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
ワイヤレスマイク	2,619円	2,610円
カセットテープレコーダー	1,361円	1,360円
コンパクトディスクプレーヤー（CD） →マルチメディアプレーヤーレコーダー ※名称変更	1,047円	1,040円
ダイナミックマイク	419円	540円
コンデンサーマイク	1,047円	1,040円
三点吊マイク装置（マイクを除く）	1,676円	1,670円
二点吊マイク装置（マイクを除く）	1,047円	1,040円
ステージスピーカー	1,780円	1,780円
ハネカエリスピーカー（大）	1,571円	1,570円
ハネカエリスピーカー（小）	838円	830円
マイクスタンド	104円	130円
移動用補助ミキサー卓	1,780円	2,680円
録音卓	5,238円	5,230円
デジタルミキサー	1,361円	3,150円
レーザーポインター	523円	520円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
【新規設定】		
舞台器具		
早替え室	-	1,380円
ホワイトボード	-	120円
ワイヤレスインカム	-	550円
座奏者用譜面台	-	100円
音響・映像器具		
移動用プロジェクター	-	1,920円
【削除】		
スパイラルマシン	1,152円	-
ディスクマシン	1,152円	-
フィルムマシン	1,152円	-
先球各種	209円	-
オープンテープレコーダー	1,361円	-
デジタルオーディオテープデッキ（DAT）	1,361円	-

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
ミニディスクプレーヤー（MD）	1,361円	-
レコードプレーヤー	1,571円	-
効果用マシン	1,676円	-
16ミリ映写アタッチメント	3,666円	-
35ミリ映写機	5,238円	-
ビデオプロジェクター	5,238円	-
スライドコンバーター	2,409円	-
ビデオテープレコーダー	2,200円	-
レーザーディスクプレーヤー	3,142円	-
オーバーヘッドカメラ	2,619円	-
映像ワゴン	1,047円	-
コンセント(その他)	209円	-
冷暖房設備	6,285円／時間	-

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
<国際会議場>		
舞台器具		
袖パネル（上下）	3,980円	3,980円
化粧板平台	419円	410円
平台	314円	310円
箱足・木台	52円	50円
演台（花台1セット）	628円	830円
手元灯	104円	180円
司会者台	261円	330円
指揮者台	261円	350円
指揮者用譜面台	157円	300円
演奏者用譜面台	104円	100円
演奏者用椅子	104円	100円
ピアノ椅子	104円	100円
めくり台	104円	100円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
け込み	104円	100円
映写幕（スクリーン2.39m x 3.2m）	523円	2,180円
吊り物ボタン（荷重制限100kgまで）	314円	550円
楽器		
電子オルガン（日本製）	2,619円	2,610円
グランドピアノ（日本製）	5,447円	6,640円
照明器具		
調光操作装置	3,142円	3,140円
スポットライト（1.0kw）	419円	410円
スポットライト（0.5kw）	314円	310円
パーライト（1.0kw）	523円	520円
クセノンピンスポットライト（0.7kw）	1,571円	1,570円
コンセント		
コンセント（持込用電気器具）	314円	310円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
音響・映像器具		
音響拡声装置	4,190円	6,950円
移動用補助ミキサー卓	1,780円	2,680円
カセットテープレコーダー	1,361円	1,360円
コンパクトディスクプレーヤー（CD） →マルチメディアプレーヤーレコーダー ※名称変更	1,047円	1,040円
コンデンサーマイク	1,047円	1,040円
ダイナミックマイク	419円	540円
ハネカエリスピーカー（小）	838円	830円
マイクスタンド	104円	130円
ワイヤレスマイク	1,047円	1,270円
移動式音響卓	628円	1,370円
残響支援補助装置	3,142円	3,140円
ビデオプロジェクター	5,238円	8,700円
大型映像画面（150インチ）	628円	620円
レーザーポインター	523円	520円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
移動型映像卓	4,253円	4,250円
同時通訳装置（6ch・レシーバーなし）	20,009円	20,000円
同時通訳ブース	2,095円	2,090円
同時通訳発言者ユニット	314円	310円
同時通訳議長ユニット	314円	310円
同時通訳レシーバー	314円	310円
その他		
移動型展示パネル	104円	110円
間仕切り用パネル	209円	200円
国際会議場用机	314円	310円
国際会議場用椅子（革製）	104円	100円
折りたたみテーブル	104円	150円
【新規設定】		
舞台器具		
ホワイトボード	-	120円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
照明器具		
スポットライト（1.5kw）	-	520円
エリスポットライト（ITO型含む）	-	800円
スタンド	-	120円
音響・映像器具		
移動用プロジェクター	-	1,920円
【削除】		
仮設音響反射板	4,085円	-
デジタルオーディオテープデッキ（DAT）	1,361円	-
ミニディスクプレーヤー（MD）	1,361円	-
効果用マシン	1,676円	-
ビデオテープレコーダー（S-VHS）	2,200円	-
デジタルビデオデッキ	3,142円	-
スライド映写機	3,561円	-
レーザーディスクプレーヤー	3,142円	-

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
スライドトレイ	209円	-
16ミリ映写機	3,666円	-
コンセント(その他)	209円	-
冷暖房設備	1,571円／時間	-
＜その他の施設・リハーサル室＞		
演奏者用椅子	104円	100円
演奏者用譜面台	104円	100円
バレエ用シート	3,980円	3,980円
ダイナミックマイク	419円	540円
ワイヤレスマイク	1,047円	1,270円
グランドピアノ大型(日本製)	5,447円	6,640円
＜その他の施設・練習室＞		
演奏者用椅子	104円	100円
演奏者用譜面台	104円	100円
バレエ用シート（リノリウム）	1,466円	2,170円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
グランドピアノ小型（日本製）	3,142円	3,290円
アップライトピアノ（日本製）（練習室3）	1,571円	1,570円
＜その他の施設・会議室＞		
仮設ステージ（け込み含む）	1,571円	1,570円
移動用スクリーン	523円	2,180円
移動型音響装置	1,095円	1,090円
移動型スピーカー	1,047円	1,040円
ダイナミックマイク	419円	540円
ワイヤレスマイク	1,047円	1,270円
簡易マイク装置	1,047円	1,040円
レーザーポインター	523円	520円
＜その他の施設・和室＞		
茶道具	1,361円	1,570円
【削除】		
音響装置（カセットテープレコーダー・コンパクトディスクプレーヤー・アンプ・ミキサー・スピーカー）	4,504円	-

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
ひな段（リハーサル室）	314円	-
ひな段（練習室）	314円	-
オーバーヘッドプロジェクター	838円	-
映写機（16ミリ）	1,257円	-
ビデオプロジェクター	1,466円	-
移動式スライド映写機	1,047円	-
ビデオ内蔵型テレビ	1,047円	-
コンセント	209円	-
地球市民ひろば-パーソナルコンピューター	104円	-
冷暖房設備-楽屋、リハーサル室、練習室、会議室、和室、特別室	104円～628円	-
＜その他＞		
ティンパニー（マレットを含む）	2,933円	2,930円
マリンバ（マレットを含む）	1,257円	1,250円
バスドラム（マレットを含む）	1,047円	1,040円
折りたたみテーブル	104円	150円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分	現 行	改正案
折りたたみ椅子	52円	50円
スタッキングチェア	104円	100円
マイクスタンド	104円	130円
ウェブカメラ	19円	100円
スピーカーフォン	48円	40円
ビデオカメラ（キャプチャーデバイス付）	150円	150円
大型ディスプレイ（フロアスタンド付）	1,120円	3,200円
パーソナルコンピューター	104円	100円
【新規設定】		
グランドピアノ小型（日本製）	-	3,290円
移動用プロジェクター	-	1,920円
【削除】		
ビデオデッキ	1,047円	-

1 条例施行規則で制定するもの

(1) 長崎市チトセピアホール

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市又は本市の機関が主催する文化活動の振興に資する行事に利用するとき	減免率100%	現行のとおり
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	減免率80%	減免率50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率70%	減免率50%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率40%	減免率50%

1 条例施行規則で制定するもの

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市に登録する市民文化団体が、練習のため、ホールのステージを空き時間に利用するとき	減免率70%	減免率50%	市の芸術文化の振興に寄与するため、使用料を半額減免するもの。
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物を行うために利用するとき	減免率40%	減免率50%	市の芸術文化の振興に寄与するため、使用料を半額減免するもの。

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	現行のとおり

1 条例施行規則で制定するもの

(2) 長崎ブリックホール

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市又は本市の機関が主催する芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事に利用するとき	減免率100%	現行のとおり
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	減免率80%	減免率50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率70%	減免率50%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率40%	減免率50%

1 条例施行規則で制定するもの

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市に登録する市民文化団体が、練習のため、大ホール及び国際会議場のステージを空き時間に利用するとき	減免率70%	減免率50%	市の芸術文化の振興に寄与するため、使用料を半額減免するもの。
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物を行うために利用するとき	減免率40%	減免率50%	市の芸術文化の振興に寄与するため、使用料を半額減免するもの。

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	現行のとおり